

令和7年度 北海道地方最低賃金審議会
(第1回 北海道最低賃金専門部会)

資 料 目 次

資料No.1・・・北海道地方最低賃金審議会(第51期)北海道最低賃金専門部会委員
名簿

資料No.2・・・北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

資料No.3・・・関係労働者及び関係使用者の意見書

- ① 一般社団法人 北海道ハイヤー協会
- ② 北海道労働組合総連合

北海道地方最低賃金審議会（第51期）
北海道最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月29日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	亀 ^{かめ} 野 ^の 淳 ^{じゅん}	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國 ^{くに} 武 ^{たけ} 英 ^{ひで} 生 ^お	小樽商科大学 教授
	や ^や え ^え ざ ^ざ き ^き せい ^{せい} こ ^こ 子 ^子	特定社会保険労務士
労働者代表委員	か ^か ね ^ね こ ^こ ユ ^ユ リ ^リ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	ふ ^ふ じ ^じ 藤 ^た 田 ^て 鉄 ^て 平 ^{へい}	UAゼンセン北海道支部 主任
	や ^や ま ^ま 山 ^だ 田 ^{しん} 新 ^ご 吾 ^吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	い ^い け ^け 池 ^だ 田 ^{こう} 幸 ^じ 司 ^司	北海道経済連合会 労働政策局長
	か ^か た ^た 片 ^お 岡 ^な 直 ^ち 之 ^{ゆき}	北海道商工会議所連合会 事務局長
	ま ^ま 馬 ^ご 込 ^込 つ ^つ よ ^よ し ^し 毅 ^毅	北海道中小企業団体中央会 事務局長兼企画情報部長

(注) 公・労・使委員は五十音順

北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する北海道最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

関係労使からの意見書提出状況

	提出元	労・使の別	意見概要	備考
1	一般社団法人 北海道ハイヤー協会	使用者	北海道の法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業である。価格転嫁についても主たる収入である運賃が国によるの許可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは困難な状況である。 物価上昇における賃金の引き上げの必要性については理解しているが、経営収入の大本が許可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎるとする。 最低賃金法第9条第2項に定める「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める。」という基本原則に基づいて、慎重の上にも慎重なる審議を要望する。	
2	北海道労働組合総連合	労働者	今年度の審議にあたり、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行って下さるようお願いします。 【要望事項】 1 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。 2 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。 3 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること。」を、審議会の意見として表明すること。	

令和7年7月15日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 様

一般社団法人 北海道ハイヤー協会

会長 平島 誉 様

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、北海道の法人タクシー事業者は、車両数30両以下が約69%、従業員数300人以下の企業が、約98%となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

札幌も各種物価高騰が続き苦しい状況で運賃値上げ申請をしておりますが、北海道のその他地域については経済が停滞し、人口減少による働き手不足に加えての最賃アップには既に耐えられない状態にあり、倒産廃業も増えてきている状況です。



物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



2025年7月25日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

北海道労働組合総連合
議長 三上 様

〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目 2-22
電話011-777-1060

北海道地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

北海道地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、北海道労働組合総連合(略称:道労連)としての意見を申し上げます。

昨年、北海道の最低賃金は時間額で50円引き上がり、1010円となりました。過去最高の引き上げ額となったことについて貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020年代に全国加重平均1500円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」(最低賃金法第1条)に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い致します。

2. 物価高騰に見合い、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025年の春闘は大企業を中心に平均 5.25%の賃上げとなり、前年を 0.15%上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追い付いていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金(時間額 951 円)でひと月 173.8 時間(一ヵ月の平均法定労働時間)働いたとすれば 165,284 円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万~14 万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとは言えません。



雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,163円です。北海道は1010円円ですので、格差は時間額153円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも年収で318,240円も低く、北海道で働く労働者の尊厳を損なわせています。

中央最低賃金審議会は昨年を目安を全国一律50円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、A～Cのランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、徳島県をはじめ27県が中賃目安に上乘せを行いました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることが、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織(北海道をはじめ全国28地方組織)で5万人の協力で取り組んできた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身者で月額24万円、時間額1,500円以上(月150時間換算)が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段は公共交通機関で車は所有せず、一日3食を摂り、友人・同僚との会食も月1～2度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。

その結果が、時間額に換算して1,500円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に34円プラスする84円の引き上げが行われました。徳島では、

県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が2024年8月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

「米も食料品もバスも地下鉄も何でもかんでも値上がりをしています。働いても生活ができなければ、働かない方がいいのかと思う時もあります。一生懸命に働いている人達に正当な報酬がいただけるよう、最低賃金のベースアップをしてほしいです」「物価高が続いている今、時給を少しでも増やしてもらわなければ、支出ばかりが増えて生活が困窮するので、物価高高騰に合わせて時給も引き上げて欲しい」「最賃は上がっているし、前より収入も増えているはずなのに、基本的な生活費が足りない(物価高などで)ため前より苦しいのはなぜ? 不安でならないです」など、非正規雇用・時間給で働く人たちのアンケートから寄せられた声です。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

札幌弁護士会は本年5月、「最低賃金額の早期大幅引き上げ及び全国一律最低賃金制度の実施並びに中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を発表され、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を実現するため、早期に1500円以上となるよう大幅な引き上げを求めています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは、もはや社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、北

海道地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めることを切に要望いたします。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上